

徳島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
1 9	阿南鷲敷日 和佐	阿南市十八女町大屋五六 番三地先から 同 番六地先まで 九五	旧	二・八〇・一三・七	二三〇・〇
		阿南市十八女町大屋五六 番一地先から 同 番一地先まで 七六	新	一〇・四〇・二八・〇	二三〇・〇